

福祉型障害児入所施設

サービスの概要

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。このうち、都道府県知事等の指定を受けた施設を「指定福祉型障害児入所施設」という。

人員・設備の概要

人員基準	従業者	【主として知的障害のある児童を入所させる場合】	
		嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者。
		児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 <input type="checkbox"/> 合計数 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上。ただし、30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上。
		栄養士	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
		調理員	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		心理指導担当職員	<input type="checkbox"/> 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
		職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導を行う場合に配置。
		【主として盲ろうあ児を入所させる場合】	
		嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者。
児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 <input type="checkbox"/> 合計数 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上。ただし、35人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上。		
栄養士	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。		

	調理員	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
	児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		<input type="checkbox"/> 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する

心理指導担当職員	学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導を行う場合に配置。
【主として自閉症児を通わせる場合】	
医師	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者。
看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)	<input type="checkbox"/> おおむね障害児の数を20で除して得た数以上。
児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 <input type="checkbox"/> 合計数 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上。ただし、30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上。
栄養士	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
調理員	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
心理指導担当職員	<input type="checkbox"/> 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導を行う場合に配置。
【主として肢体不自由のある児童を入所させる場合】	
嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上。
看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)	<input type="checkbox"/> 1人以上。
児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 <input type="checkbox"/> 合計数 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上。

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。 調理員 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。 児童発達支援管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1人以上。 心理指導担当職員 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 職業指導員 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職業指導を行う場合に配置。
	<input type="checkbox"/> 嘱託医を除いて、上記の従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	
	施設長（管理者）	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 専ら当該施設の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件（昭和53年2月20日付け厚生省社会・児童家庭局長通知より） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社会福祉主事任用資格を有する者 <input type="checkbox"/> 児童福祉司任用資格を有する者 <input type="checkbox"/> 児童福祉事業に2年以上従事した者 <input type="checkbox"/> 全社協「社会福祉施設長資格認定講習課程」修了者
	居室	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1室の定員 4人以下。 <input type="checkbox"/> 乳幼児のみの場合 6人以下。 <input type="checkbox"/> 障害児1人当たりの床面積 4.95㎡以上。 <input type="checkbox"/> 乳幼児のみの場合 3.3㎡以上。 <input type="checkbox"/> 年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
	便所 調理室、浴室	<input type="checkbox"/> 男子用と女子用とを別にする事。
設備基準	医務室	<input type="checkbox"/> 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として知的障害児又は盲ろうあ児を入所させる場合は、設けないことができる。
	静養室	<input type="checkbox"/> 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として盲ろうあ児を入所させる場合は設けないことができる。

